|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 介護サービス事業者　自主点検表 | | | |
| 令和６年６月版 | | | |
|  | | | |
| 短期入所療養介護 | | | |
| 介護予防短期入所療養介護 | | | |
|  | | | |
| 事業所番号 | |  | |
| 施設の名称 | |  | |
| 事業所（施設）所在地 | | 〒 | |
| 電話番号 | |  | |
| 法人の名称 | |  | |
| 法人代表者（理事長）名 | |  | |
| 管理者（施設長）名 | |  | |
| 記入者職・氏名 | |  | |
| 記入年月日 | |  | |
| 運営指導日 | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | |  | |
|  | 川口市　福祉部　福祉監査課 | |  |
|  | |  | |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、関係する法令、条例及び通知等を基に自主点検表を作成しましたので、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上を図るためにご活用ください。

２　実施方法

（１）　毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合は、控えを必ず保管してください。

（２）　複数の職員で検討のうえ点検してください。

（３） 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（４）　判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。（判定欄にあらかじめ「事例なし」等の選択肢が記載されている場合もあります。）

（５）　この自主点検表は短期入所療養介護の運営基準等を基調に作成されていますが、指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、介護予防短期入所療養介護についても短期入所療養介護の運営基準等に準じて(短期入所療養介護を介護予防短期入所療養介護に読み替えて)一緒に自主点検してください。

　　　　なお、色塗りで書かれた部分については介護予防短期入所療養介護の事業独自の運営基準等ですのでご留意ください。

　　　　当該部分については、指定介護予防短期入所療養介護事業の指定を受けている事業所のみ自主点検をしてください（介護予防短期入所療養介護の利用者がいない場合でも自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（４）に従って記入してください。）。

３　根拠法令

|  |  |
| --- | --- |
| 「法」 | 介護保険法（平成９年法律第１２３号） |
| 「条例」 | 川口市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 （平成29年川口市条例第79号） |
| 「予防条例」 | 川口市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成29年川口市条例第84号） |
| 「施行令」 | 介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号） |
| 「施行規則」 | 介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号） |
| 「市虐待防止条例」 | 川口市児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止等に関する条例 （平成25年川口市条例第34号） |
| 「平１２厚告１９」 | 指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準  (平成12年2月10日・厚生省告示第19号) |
| 「平１２厚告１２３」 | 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等  (平成12年3月30日・厚生省告示第123号) |
| 「平１８厚告１２７」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額に関する基準  (平成18年3月14日・厚生省告示第127号) |
| 「平２７厚告９４」 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等  (平成27年3月23日・厚生労働省告示第94号) |
| 「平２７厚告９５」 | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日・厚生労働省告示第95号) |
| 「平２７厚告９６」 | 厚生労働大臣が定める施設基準  (平成27年3月23日・厚生労働省告示第96号) |
| 「平１１老企２５」 | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について  (平成11年9月17日付け老企第25号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平１２老企３６」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日付け老企第36号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平１２老企４０」 | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について  (平成12年3月8日付け老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平１２老企５４」 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて  (平成12年3月30日付け老企第54号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 「平１３老振１８」 | 介護保険の給付対象事業における会計の区分について  （平成13年3月28日・老振発第18号。厚生労働省老健局振興課長通知） |
| 「平１３老発１５５」 | 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について  （平成13年4月6日・老発第155号。厚生労働省老健局長通知） |
| 「平１８－０３１７００１」 | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う  実施上の留意事項について　(平成18年3月17日労計発・老振発・老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知) |
| 「平２６老高発２・老振発１・老老発１・薬食安発３」 | 老人福祉施設等における医薬品の使用の介助について(平成26年10月1日付け老高発第2号・老振発第1号・老老発第1号・薬食安発第3号厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長及び医薬食品局安全対策課長連名) |

介護サービス事業者 自主点検表

目　　　次

第１　一般原則　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　１

第２　基本方針　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　１

第３　人員に関する基準　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　２

第４　設備に関する基準　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　６

第５　運営に関する基準　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　　６

第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準　　・・・・・　　３０

第７　変更の届出等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　３２

第８　介護給付費の算定及び取扱い（介護老人保健施設

における短期入所療養介護）　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　３２

　　第９　介護給付費の算定及び取扱い（介護医療院における

短期入所療養介護）　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・　　５２

第10　特別療養費（介護老人保健施設における短期入所

療養介護費）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・　　７０

第 11　特別診療費（介護医療院における短期入所療養介護費）・・・・・　　７０

第 12　その他　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　・・・・・　　７１

| 自主点検項目 | | 自　　主　　点　　検　　の　　ポ　　イ　　ン　　ト |  | 根　拠 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１　一般原則 | |  |  |
|  | 一般原則 | **⑴　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第1項 |
|  |  | **⑵　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第2項 |
|  |  | **⑶　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第3条第3項 |
|  |  | **⑷　サービスを提供するに当たって、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第4項 |
|  |  | ※　介護保険等関連情報とは、次に掲げる事項に関する情報のことです。 |  | 法第118条第2項 |
|  |  | ア　介護給付等に要する費用の額に関する地域別、 年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項  イ　被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項  ウ　訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービスを利用する要介護者等の心身の状況等、当該要介護者等に提供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める事項  エ　地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事項 |  |  |
|  |  | **⑸　サービスの提供により事故が発生しないよう利用者の安全の確保に努めていますか。** | いる  いない | 条例第3条第5項 |
|  | 第２　基本方針 | |  |  |
|  |  | **⑴　事業運営の方針は、基本方針に沿ったものとなっていますか。** | いる  いない | 法第73条第1項 |
|  |  | 指定短期入所療養介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。 |  | 条例第172条 |
|  |  | **ユニット型指定短期入所療養介護**の事業は、利用者１人１人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものです。 |  | 条例第189条 |
|  |  | **⑵　運営規程、パンフレットなど利用者に説明する書面は、法令規則等に則した内容となっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑶　指定介護予防短期入所療養介護の事業は、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。** | いる  いない | 法第115条の3第1項  予防条例第139条 |
|  |  | **ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者１人１人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。** | いる  いない | 予防条例第157条 |
|  | 第３　人員に関する基準 | |  |  |
|  | （用語の定義） | ※「常勤」（用語の定義） |  |  |
|  | 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 |  |  |
|  |  | ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。 |  | 平11老企25 第二の2(3) |
|  |  | 同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる短期入所療養介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、短期入所療養介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなります。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能です。 |  |  |
|  |  | ※　「同時並行的に行われることが差し支えない」業務とは、原則として直接処遇の職種には適用されません。 |  |  |
|  |  | ※　「専ら従事する・専ら提供に当たる」（用語の定義） |  |  |
|  |  | 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。 |  | 平11老企25 第二の2(4) |
|  |  | ※　「常勤換算方法」（用語の定義） |  |  |
|  |  | 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 |  |  |
|  |  | この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が短期入所療養介護と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が介護職員と訪問介護員を兼務する場合、介護職員の勤務延時間数には、介護職員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 |  |  |
|  |  | ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし１として取り扱うことを可能とします。 |  | 平11老企25 第二の2(1) |
|  |  | ※「勤務延時間数」（用語の定義） |  |  |
|  |  | 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。  なお、従業者１人につき勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。 |  | 平11老企25 第二の2(2) |
| 1 | 従業者の員数 | **医師、薬剤師、看護職員、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上となっていますか。** | いる  いない | 法第74条第1項 条例第173条第1項第1号 |
| 2 | 勤務体制の確保等 | ⑴　**利用者に対し適切な短期入所療養介護を提供できるよう、短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第107条第1項) 準用（平11老企25第3の六の3(5)） |
|  |  | ※　介護老人保健施設の従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにしてください。 |  |
|  |  | ⑵**労働時間を適正に管理するため、職員の始業・終業時間を記録していますか。** | いる  いない | 労働時間の適用な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン |
|  |  | ⑶**事業所ごとに、当該事業所の従業者によって短期入所療養介護を提供していますか。（ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。）** | いる  いない | 条例第187条準用(第107条第2項) |
|  |  | ⑷**従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第107条第3項) |
|  |  | ⑸**上記研修において、事業者は、全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条 準用(第107条第3項) |
|  |  | ※　研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。 |  |  |
|  |  | ※　⑸の研修の対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  |  |
|  |  | ※　【参考】令和6年度報酬改定Ｑ＆Ａ（Vol.1）問159  当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。  したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後１年間の猶予期間を設けている。 |  |  |
|  |  | ⑹**職場におけるハラスメント防止のために雇用管理上の措置を行っていますか。（なお、セクシュアルハラスメントについては上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。）** | いる  いない | 条例第187条  準用(第107条第4項) |
|  |  | ※　ハラスメント防止のために講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組は、以下のとおりです。 |  |  |
|  |  | ア　講ずべき措置の具体的内容 |  |  |
|  |  | ・方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること |  |  |
|  |  | ・相談・苦情に応じるための体制を整備すること |  |  |
|  |  | イ　事業主が講じることが望ましい取組 |  |  |
|  |  | ・相談に対応するために必要な体制の整備 |  |  |
|  |  | ・被害者への配慮のための取組 |  |  |
|  |  | ・被害防止のための取組 |  |  |
|  |  | ※　措置を行う際には「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にしてください。以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。 |  |  |
|  |  | （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  |  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、これらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。 |  |  |
|  |  | 【**ユニット型指定短期入所療養介護**における勤務体制の確保】 | 非該当 |  |
|  |  | ⑴　**利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。** | いる  いない | 条例第197条第1項 |
|  |  | ⑵**⑴の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行っていますか。** | いる  いない | 条例第197条第2項 |
|  |  | ア　昼間については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。 |  |  |
|  |  | イ　夜間及び深夜については、２ユニットごとに１人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。 |  |  |
|  |  | ウ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 |  |  |
|  |  | ⑶**事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供していますか。（ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。）** | いる  いない | 条例第197条第3項 |
|  |  | ⑷**従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。** | いる  いない | 条例第197条第4項 |
|  |  | ⑸**上記研修において、事業者は、全ての従業者（医療・福祉関係の資格を有する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第197条第4項 |
|  |  | ※　⑸の研修の対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とします。 |  |  |
|  |  | ⑹**職場におけるハラスメント防止のために雇用管理上の措置を行っていますか。（なお、セクシュアルハラスメントについては上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれます。）** | いる  いない | 条例第197条第4項 |
|  |  | ※　ハラスメント防止のために講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組は、以下のとおりです。 |  |  |
|  |  | ア　講ずべき措置の具体的内容 |  |  |
|  |  | ・方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること |  |  |
|  |  | ・相談・苦情に応じるための体制を整備すること |  |  |
|  |  | イ　事業主が講じることが望ましい取組 |  |  |
|  |  | ・相談に対応するために必要な体制の整備 |  |  |
|  |  | ・被害者への配慮のための取組 |  |  |
|  |  | ・被害防止のための取組 |  |  |
|  |  | ※　措置を行う際には「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にしてください。以下の厚生労働省ホームページに掲載しています。 |  |  |
|  |  | （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） |  |  |
|  |  | 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、これらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進してください。 |  |  |
|  |  | ⑺　**ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第197条第5項 |
| 3 | 介護予防短期入所療養介護事業の人員基準 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防介護短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業における従業者の員数の基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第140条第2項 |
|  | 第４　設備に関する基準 | |  |  |
|  |  | ⑴**法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備を有していますか。** | いる  いない  非該当 | 条例174条第1項第1号 |
|  |  | （介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。） | 条例190条第1項第1号 |
|  |  | ⑵　**法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備を有していますか。** | いる  いない  非該当 | 条例174条第1項第4号 |
|  |  | （介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。） | 条例190条第1項第4号 |
| 1 | 介護予防短期入所療養介護事業の設備基準 | 指定介護予防短期入所療養介護事業者（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者）が指定短期入所療養介護事業者（ユニット型指定短期入所療養介護事業者）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護）の事業と指定介護予防短期入所療養介護（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定短期入所療養介護事業（ユニット型指定短期入所療養介護事業）における設備に関する基準を満たすことをもって、指定介護予防短期入所療養介護事業（ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業）における当該基準を満たしているものとみなすことができます。 |  | 予防条例第141条第3項 予防条例第158条第2項 |
|  | 第５　運営に関する基準 | |  |  |
| 1 | 対象者 | **利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室において指定短期入所療養介護を提供していますか。** | いる  いない | 条例第175条 条例第199条 準用(第175条) 法第74条第2項 |
| 2 | 内容及び手続の説明及び同意 | **サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第134条) |
|  |  | ※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等です。 |  | 準用（平11老企25第三の八の3（1）） |
|  |  | ア　運営規程の概要 |  |
|  |  | イ　従業者の勤務の体制 |  |
|  |  | ウ　事故発生時の対応 |  |  |
|  |  | エ　苦情処理の体制 |  |  |
|  |  | オ　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等 |  |  |
|  |  | ※　同意は、利用者及び指定短期入所療養介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。 |  |  |
|  |  | ※　わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得なければなりません。また、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、条例で置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。（重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とします。） |  |
| 3 | 指定短期入所療養介護の開始及び終了 | **居宅介護支援事業者等との密接な連携により、短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第135条第2項) |
| 4 | 提供拒否の禁止 | **正当な理由なく指定短期入所療養介護の提供を拒んではいませんか。** | いない  いる | 条例第187条準用(第9条) |
|  |  | **特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していませんか。** | いない  いる | 老企25第3の一の3(3) |
| 5 | サービス提供困難時の対応 | **通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所療養介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所療養介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第10条) |
| 6 | 受給資格等の確認 | ⑴**指定短期入所療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第11条第1項) |
|  |  | ⑵**上記(1)の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所療養介護を提供するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第11条第2項) |
| 7 | 要介護認定の申請に係る援助 | ⑴**指定短期入所療養介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第12条第1項) |
|  |  | ⑵**居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第12条第2項) |
| 8 | 心身の状況等の把握 | **サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第13条) |
| 9 | 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 | **サービスの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第６４条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定短期入所療養介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第15条) |
| 10 | 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | **居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第16条) |
| 11 | サービスの提供の記録 | ⑴**サービスを提供した際には、当該指定短期入所療養介護の提供日及び内容、当該指定短期入所療養介護について法第41条第６項の規定により利用者に代わって支払いを受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第19条第1項) |
|  |  | ⑵**サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第19条第2項) |
| 12 | 利用料等の受領 | ⑴**法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けていますか。** | いる  いない | 条例第176条第1項 |
|  |  | ⑵**法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。** | いる  いない | 条例第176条第2項 |
|  |  | ⑶**上記⑴、⑵の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか。** | いない  いる | 条例第176条第3項  平成12年厚告第123号一ロ |
|  |  | ア　食事の提供に要する費用 |  |
|  |  | イ　滞在に要する費用 |  |
|  |  | ウ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |  |  |
|  |  | エ　厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |  |  |
|  |  | オ　送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。） |  |  |
|  |  | カ　理美容代 |  |  |
|  |  | キ　前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。 |  |  |
|  |  | **なお、キの費用の具体的な範囲については、平成12年3月30日老企第54号通知「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われていますか。** | いる  いない | 平12老企54 |
|  |  | ⑷**⑶の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、文書により利用者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第176条第5項 |
|  |  | ⑸**指定短期入所療養介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生労働省令（施行規則第65条）で定めるところにより、領収証を交付していますか。** | いる  いない | 法第41条第8項 |
|  |  | ⑹**法第41条第８項の規定により交付しなければならない領収証に、指定短期入所療養介護について居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第４項第２号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定短期入所療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定短期入所療養介護に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及び滞在に要した費用の額に係るもの並びにその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。** | いる  いない | 施行規則第65条 |
|  | (ユニット型指定短期入所療養介護における料金の受領) | 上記⑴から⑷までと同様 |  | 条例第191条 |
| 13 | 滞在費及び食費 | ⑴**滞在及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該契約内容について文書により事前に説明を行っていますか。** | いる  いない | 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針 |
|  |  | ⑵**当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ていますか。** | いる  いない | １のイ １のロ |
|  |  | ⑶**滞在及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程への記載を行っていますか。** | いる  いない | １のハ |
|  |  | **また、施設内の見やすい場所に掲示を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑷**滞在費に係る利用料は、滞在環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本としていますか。** | いる  いない | ２のイの(1)の(ⅰ)(ⅱ) |
|  |  | **ア　ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室** |  |  |
|  |  | **→　室料及び光熱水費に相当する額** |  |  |
|  |  | **イ　多床室** |  |  |
|  |  | **→　光熱水費に相当する額** |  |  |
|  |  | ※　滞在費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとしてください。 |  | ２のイの(2)の(ⅰ)(ⅱ) |
|  |  | ア　利用者が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み公的助成の有無についても勘案すること。） |  |  |
|  |  | イ　近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用 |  |  |
|  |  | ⑸**食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。** | いる  いない | ２のロ |
|  |  | ⑹**利用者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の滞在費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。** | いる  いない | ３ |
| 14 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | **法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第21条) |
| 15 | 指定短期入所療養介護の取扱方針 | ⑴**利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行っていますか。** | いる  いない | 条例第177条第1項 |
|  | ⑵**相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、短期入所療養介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。** | いる  いない | 条例第177条第2項 |
|  |  | ※　「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すこととしますが、４日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況を踏まえて必要な療養を提供することとします。 |  | 平11老企25 第3の九の2(2)① |
|  |  | ⑶**指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。** | いる  いない | 条例第177条第3項 |
|  |  | ⑷**自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。** | いる  いない | 条例第177条第8項 |
|  |  | 【ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針】 |  |  |
|  |  | ⑴**利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われていますか。** | いる  いない | 条例第192条第1項 |
|  |  | ⑵　**利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っていますか。** | いる  いない | 条例第192条第2項 |
|  |  | ⑶**利用者のプライバシーの確保に配慮して行われていますか。** | いる  いない | 条例第192条第3項 |
|  |  | ⑷**利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われていますか。** | いる  いない | 条例第192条第4項 |
|  |  | ⑸**従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。** | いる  いない | 条例第192条第5項 |
|  |  | ⑹**自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。** | いる  いない | 条例第192条第8項 |
| 16 | 身体的拘束等 | ⑴**指定短期入所療養介護の提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行っていませんか。** | いない  いる  該当なし | 条例第177条第4項  条例192条第6項  平12老企44第4の11の(2) |
|  |  | 【身体拘束禁止の対象となる具体的行為】 |  | 平13老発155  (身体拘束ゼロへの手引き） |
|  |  | ①　徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  |
|  |  | ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  |  |
|  |  | ③　降りられないようベッドを柵(サイドレール)で囲む。 |  |  |
|  |  | ④　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |  |  |
|  |  | ⑤　点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |  |  |
|  |  | ⑥　車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |  |  |
|  |  | ⑦　立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 |  |  |
|  |  | ⑧　脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。 |  |  |
|  |  | ⑨　他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |  |  |
|  |  | ⑩　行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。 |  |  |
|  |  | ⑪　自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。 |  |  |
|  |  | **【緊急やむを得ず身体拘束を実施している場合の内容】** |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 身体拘束の態様 | 人数 | 解除への具体的な取組例 | | ベッド柵 |  |  | | 車イスベルト |  |  | | ミトンの使用 |  |  | | つなぎ服の使用 |  |  | | 拘束帯の使用 |  |  | | その他 |  |  | | 実人員 |  |  | |  |
|  |  | ⑵**管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。** | いる  いない | 平13老発155 の2､3 |
|  |  | ⑶　指定短期入所療養介護は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じていなければなりません。 |  | 条例177条第6項  条例第192条第8項  平11老企25 第3の九の2(2)③  平13老発155  の3､5 |
|  |  | ①　**身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底をしていますか。** | いる  いない |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会は、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、支援相談員）により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。 |  |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　身体的拘束適正化委員会の責任者はケア全般の責任者が望ましく、また、第三者や専門家を活用することも望ましいとされています。その方策として、精神科専門医療の専門医の活用が考えられます。 |  |  |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができます。  この際、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | ※　施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業員の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。 |  |  |
|  |  | ※　身体的拘束適正化検討委員会では、具体的には次のような取り組みを想定しています。 |  |  |
|  |  | ア**身体拘束等について報告するための様式を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | イ　**身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録していますか。それはアの様式に従い当該委員会に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ　**当該委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | エ　**事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | オ　**報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | カ　**適正化策を講じた後にその効果について評価していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※**身体拘束適正化検討委員会について** |  |  |
|  |  | **〇　開催頻度：３月に１回　・　　　月に１回**  **〇　前年度開催回数：計　　　　回**  **〇　構成人員：施設長・看護職員・介護職員・医師・計画担当介護支援専門員・相談員・栄養士・事務長**  **その他（　　　　　　　　　　　）**  **〇　職員研修の実施回数(前年度)：　　　　　回**  **新規採用時職員研修での実施：　有　・　無** |  |  |
|  |  | ②**身体的拘束適正化のための指針を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　指針には次のような項目を盛り込んでください。  ア　施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方  イ　委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　職員研修に関する基本方針  エ　発生時の報告方法等に関する基本方針  オ　発生時の対応に関する基本方針  カ　入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他、適正化の推進に必要な基本方針 |  |
|  |  | ③**指針に基づき、従業者に対する研修を定期(年２回以上）及び新規採用時に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　実施内容については、記録することが必要となります。 |  |  |
|  |  | ※　介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化の研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとしています。 |  |  |
|  |  | ※　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ⑷**緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、医師は、その態様及び時間、利用者の心身の状況及び緊急やむを得なかった理由を記載していますか。** | いる  いない  該当なし | 条例第42条 第2項第4号 |
|  |  | **また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録していますか。** | いる  いない  該当なし | 条例第42条 第2項第5号 |
|  |  | **なお、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などを参考にして、文書により家族等にわかりやすく説明していますか。** | いる  いない | 平12老企44 第4の11(2)  平13老発155の6の(1)(2) |
|  |  | ※　上記の説明書について、次の点について適切に取り扱い、作成及び確認をしてください。 |  |
|  |  | ①　拘束の三要件の１つのみに○がついていないか。 |  |  |
|  |  | ②　拘束期間の「解除予定日」が空欄になっていないか。 |  |  |
|  |  | ③　説明書(基準に定められた身体拘束の記録)の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか。 |  |  |
|  |  | ⑸**緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家族等関係者の間で直近の情報を共有していますか。** | いる  いない  該当なし | 平13老発155の6の(2) |
|  |  | ※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。 |  | 平11老企25 第3の九の2(2)② |
| 17 | 高齢者虐待の防止 | ⑴**事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。** | いる  いない | 高齢者虐待防止法第5条 高齢者虐待防止法第2条 |
|  |  | 【高齢者虐待に該当する行為】 |  |
|  |  | ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 |  |
|  |  | イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 |  |  |
|  |  | ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |  |  |
|  |  | エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 |  |  |
|  |  | オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 |  |  |
|  |  | ⑵**高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。** | いる  いない | 市虐待防止条例第6条  高齢者虐待防止法第20条 |
|  |  | ⑶**高齢者虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。** | いる  いない | 市虐待防止条例第8条 高齢者虐待防止法第21条 |
| 18 | 短期入所療養介護計画の作成  予防に同様の規定あり | ⑴**管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成していますか。** | いる  いない | 条例第178条第1項  条例第199条準用(第178条)  平11老企25  第3の九の2(3)① |
|  |  | ⑵**介護支援専門員に短期入所療養介護計画作成のとりまとめを行わせていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑶**短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。** | いる  いない | 条例第178条第2項 |
|  |  | ⑷**管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。** | いる  いない | 条例第178条第3項 |
|  |  | ⑸**管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付していますか。** | いる  いない | 条例第178条第4項 |
| 19 | 診療の方針  予防に同様の規定あり | **医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとしていますか。** |  |  |
|  | ⑴**診療は、一般に医師として診療の必要性があると　認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行っていますか。** | いる  いない | 条例第179条第1号 平11老企25第3の九の2(4) |
|  |  | ⑵**診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行っていますか。** | いる  いない | 条例第179条第2号 |
|  |  | ⑶**常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行っていますか。** | いる  いない | 条例第179条第3号 |
|  |  | ⑷**検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行っていますか。** | いる  いない | 条例第179条第4号、平11老企25第3の九の2の(4) |
|  |  | ⑸**特殊な療法又は新しい療法等については、厚生労働大臣が定めるもののほか行っていませんか。** | いない  いる | 条例第179条第5号 |
|  |  | ⑹**厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方していませんか。** | いない  いる | 条例第179条第6号 |
|  |  | ⑺**入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第179条第7号 |
| 20 | 機能訓練  予防に同様の規定あり | **利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行っていますか。** | いる  いない | 条例第180条 条例第199条準用(第180条) |
| 21 | 看護及び医学的管理の下における介護  予防に同様の規定あり | ⑴**看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自　立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われていますか。** | いる  いない | 条例第181条第1項 |
|  | ⑵**利用者の心身の状況や自立支援を踏まえて、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により、１週間に２回以上利用者を入浴させていますか。** | いる  いない | 条例第181条第2項 |
|  |  | **ただし、利用者の心身の状況から入浴が困難である場合には、清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めていますか。** | いる  いない | 平11老企25 第3の九の2の(6)① |
|  |  | ⑶**介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次の事項を実施するよう努めていますか。** | いる  いない | 入浴介助における安全確保の徹底について (平成30年10月15日付川福監発第44号) |
|  |  | **ア　利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありませんか。** | いる  いない |
|  |  | **イ**　**事故などが発生した場合に備え、複数の職員が対応する等、安全な介助体制を確保していますか。** | いる  いない |
|  |  | **ウ　施設ごとの入浴介助におけるマニュアルを整備し、定期的に職員に周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ**　**入浴機器の利用に当たっては、操作・使用説明書を確認し、安全装置の利用漏れや点検漏れがないか確認し、適切な方法を職員に対して周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ**　**新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応について研修を実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | 【入浴中の事故の例】 |  |  |
|  |  | 〇　機械浴のずれ落ち防止ベルトの一部が欠損した状態のまま使用していた。（胸部と腰部の２本のベルトのうち、胸部のベルトが欠損）介助者が２～３分持ち場を離れてしまい、別の職員が機械浴槽へ振り向いたところ、利用者の頭部が見えなかった。 |  |  |
|  |  | 〇　個浴。湯を入れ替えし、湯温については手を少し入れただけで湯温計を確認せず入浴を開始した。足を入れたときに暴れる行動があったが、いつもの不穏行動と判断した。前入浴者へ熱湯を足し湯した時の温度設定のまま湯張りしていたため、全身重度熱傷（Ⅱ度約５０％）を負わせた。 |  |  |
|  |  | 〇　個浴。入浴介助の必要がないため、入浴前後に利用者から連絡を受けることとしていた。終了の連絡がなかったことから、浴室へ確認に行ったところ心肺停止していた。 |  |  |
|  |  | 〇　複数の利用者の入浴サービスを行っているなか、入浴中の利用者から目を離し、他の利用者の介助を行った結果、入浴中の利用者が溺れてしまった。 |  |  |
|  |  | ⑷　誤薬事故を防止するため、次の事項を行っていますか。 |  | 平26老高発2・老振発1・老老発1・薬食安発3 |
|  |  | **ア　医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入所者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じていますか。** | いる  いない |
|  |  | **ウ　誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成していますか。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑸**利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行っていますか。** | いる  いない | 条例第181条第3項 |
|  |  | ⑹**おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えていますか。** | いる  いない | 条例第181条第4項 |
|  |  | ⑺**上記⑴から⑹に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。** | いる  いない | 条例第181条第5項 |
|  |  | ⑻**利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはいませんか。** | いない  いる | 条例第181条第6項 |
| (21) | (ユニット型指定短期入所療養介護の看護及び医学的管理の下における介護) | ⑴**看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状及び心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われていますか。** | いる  いない | 条例第193条第1項 |
|  | ⑵**利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状及び心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。** | いる  いない | 条例第193条第2項 |
|  | ⑶**利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供していますか。** | いる  いない | 条例第193条第3項 |
|  |  | ※　ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができます。 |  |  |
|  |  | ⑷　誤薬事故を防止するため　次の事項を行っていますか。 |  | 平26老高発2・老振発1・老老発1・薬食安発3 |
|  |  | **ア　医薬品及び医療機器の管理を適正に行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　医務室等の保管場所について、職員の不在時は常時施錠するなど、入所者等が立ち入り、医薬品等による事故が発生することなどを未然に防ぐための措置を講じていますか。** | いる  いない |
|  |  | **ウ　誤薬事故を防止するためのマニュアル等を作成していますか。また、投薬介助に係る全ての職員に内容を周知していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　投薬介助に際して、薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本人確認をするなど正しい配薬確認を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑸**利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。** | いる  いない | 条例第193条第4項 |
|  |  | ⑹**おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。** | いる  いない | 条例第193条第5項 |
|  |  | ⑺**上記⑴から⑹に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。** | いる  いない | 条例第193条第6項 |
|  |  | ⑻**利用者に対して、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていませんか。** | いない  いる | 条例第193条第7項 |
| 22 | 介護職員等による喀痰吸引等について | **平成24年4月1日から「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づき、認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等（介護福祉士に限らずすべての介護職員が対象）が、登録特定行為事業者として登録した施設等で、たんの吸引等を実施することができるようになりました。貴事業所は該当しますか。** | いる  いない | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2、3、同法施行規則第26条の2、3 |
|  | （以下、該当事業所のみ点検してください。） | ※　制度の概要については、次の厚生労働省ホームページの資料を参照してください。 |  | 平成23年11月11日社援発第1111号 厚生労働省社会・援護局長通知 |
|  | ア　喀痰吸引等のパンフレット |  |
|  | イ　喀痰吸引等の制度説明（概要） |  |
|  |  | 【検索方法】厚生労働省のホームページの検索で、「喀痰吸引等　パンフレット」及び「喀痰吸引等制度について」と入力し、該当するＰＤＦファイルを選択。 |  |
|  |  | ⑴　認定特定行為業務従事者について |  |  |
|  |  | **ア　介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　認定特定行為従事者は何人いますか。**  **人** |  |  |
|  |  | ⑵　登録特定行為事業者について |  |  |
|  |  | **ア　認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **業務開始年月日　　　　　年　　　月　　　日** |  |  |
|  |  | **イ　登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **【登録している行為】　該当するものに○をつける** |  |  |
|  |  | **（たん吸引）口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内** |  |  |
|  |  | **（経管栄養）胃ろう又は腸ろう・経鼻経管栄養** |  |  |
|  |  | ⑶　たん吸引等の業務の実施状況について |  |  |
|  |  | **ア　介護職員が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **エ　実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **オ　たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **カ　たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。** | いる  いない |  |
| 23 | 食事の提供  予防に同様の規定あり | ⑴**利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われていますか。** | いる  いない | 条例第182条第1項 |
|  | ⑵**利用者の食事は、その者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第182条第2項 |
|  |  | ⑶**調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。** | いる  いない | 平11老企25 第3の九の2(7)② |
|  |  | ⑷**食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後６時以降とすることが望ましいですが、早くても午後５時以降としていますか。** | いる  いない | 平11老企25 第3の九の2(7)③ |
| (23) | (ユニット型指定短期入所療養介護における食事の提供) | ⑴**栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。** | いる  いない | 条例第194条第1項 |
|  | ⑵**利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。** | いる  いない | 条例第194条第2項 |
|  | ⑶**利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をすることができるよう必要な時間を確保していますか。** | いる  いない | 条例第194条第3項 |
|  |  | ⑷**利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事をすることを支援していますか。** | いる  いない | 条例第194条第4項 |
| 24 | その他のサービスの提供 | ⑴**適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第183条第1項 |
|  | 予防に同様の規定あり | ⑵**常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第183条第2項 |
| (24) | (ユニット型指定短期入所療養介護におけるその他サービスの提供) | ⑴　**利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。** | いる  いない | 条例第195条第1項 |
| ⑵**常に利用者の家族との連携を図るよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第195条第2項 |
| 25 | 利用者に関する市町村への通知 | **指定短期入所療養介護を受けている利用者が次のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第26条) |
|  |  | ア　正当な理由なしに指定短期入所療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 |  |  |
|  |  | イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |  |  |
| 26 | 管理者の責務 | ⑴**管理者は、指定短期入所療養介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所療養介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第55条第1項) |
|  |  | ⑵**管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該指定短期入所療養介護事業所の従業者に「運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第55条第2項) |
| 27 | 運営規程 | **次に掲げる事業の運営についての重要事項を内容とする運営規程を定めていますか。** | いる  いない | 条例第184条 条例第196条 |
|  |  | ア　事業の目的及び運営の方針 |  |  |
|  |  | イ　従業者の職種、員数及び職務の内容 |  |  |
|  |  | ウ　指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額 |  |  |
|  |  | エ　通常の送迎の実施地域 |  |  |
|  |  | オ　施設利用に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | カ　非常災害対策 |  |  |
|  |  | キ　虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |
|  |  | ク　その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  |  | ※　イの職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも可能です。 |  | 準用（平11老企22第2の3(12)①） |
|  |  | ※　キの虐待の防止のための措置に関する事項は、31の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待等が発生した場合の対応方法等を記載してください。 |  | 準用（平11老企22 第2の3(12)④） |
|  |  | ※　クのその他運営に関する重要事項にあっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましいです。 |  |  |
| 28 | 業務継続計画の策定等 | ⑴**感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条 準用（第31条の2） 平11老企25第三の九の2(9)準用(第三の六の3(6)①) |
|  |  | ※　利用者がサービス利用を継続する上で、関係機関との連携等に努めることが重要です。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |
|  |  | ⑵**業務継続計画には、以下の項目等が記載されていますか。** | いる  いない | 平11老企25 第三の九の2(9)準用（第三の六の3(6)②） |
|  |  | 【感染症に係る業務継続計画】 |  |
|  |  | ア　平時からの備え |  |
|  |  | ・体制構築・整備　・感染症防止に向けた取組の実施 |  |
|  |  | ・備蓄品の確保等 |  |  |
|  |  | イ　初動対応 |  |  |
|  |  | ウ　感染拡大防止体制の確立 |  |  |
|  |  | ・保健所との連携　・濃厚接触者への対応 |  |  |
|  |  | ・関係者との情報共有等 |  |  |
|  |  | 【災害に係る業務継続計画】 |  |  |
|  |  | ア　平常時の対応 |  |  |
|  |  | ・建物・設備の安全対策 |  |  |
|  |  | ・電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策 |  |  |
|  |  | ・必要品の備蓄等 |  |  |
|  |  | イ　緊急時の対応 |  |  |
|  |  | ・業務継続計画発動基準、対応体制等 |  |  |
|  |  | ウ　他施設及び地域との連携 |  |  |
|  |  | ※　想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。 |  | 平11老企25 第三の九の2(9)準用(第三の六の3(6)②) |
|  |  | ※　感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。 |  |
|  |  | ※　感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ⑶**感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を従業者に共有・理解させるため、定期的（年１回以上）に研修を開催していますか。（また、新規採用時には別に研修を実施していますか。）また、研修の実施内容について記録していますか。** | いる  いない | 条例第22条の2第2項  平11老企25 第三の九の2(9)準用（第三の六の3(6)③） |
|  |  | ※　なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することもできます。 |  |
|  |  | ⑷**感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの訓練（シミュレーション）等を定期的（年１回以上）に実施していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用（第31条の2） |
|  |  | ※　研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてください。 |  |  |
|  |  | ※　なお、感染症の業務継続計画に係る訓練についても、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することもできます。また、訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切とされています。 |  | 平11老企25 第三の九の2(9)準用（第三の六の3(6)④） |
|  |  | ⑸**定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用（第31条の2） |
| 29 | 定員の遵守 | **定員に定める利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護（ユニット型指定短期入所療養介護）を行ってはいませんか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。）** | いる  いない | 条例第185条 条例第198条 |
|  |  | ※　介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設）又は介護医療院（ユニット型介護医療院）である指定短期入所療養介護事業所（ユニット型指定短期入所療養介護事業所）にあっては、利用者を当該介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設）又は当該医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数 |  | 平11老企25第3の九の2の(10) |
| 30 | 地域等との連携 | **事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第149条) |
| 31 | 虐待の防止 | **虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するため、⑴から⑷までの措置をとっていますか。** |  | 条例第187条準用(第39条の2） |
|  |  | ⑴**「虐待防止検討委員会」を設置・運営していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　委員会は管理者を含む幅広い職種で構成してください。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的な開催を必要とします。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいとされています。 |  | 平11老企25第三の九の2(12)準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | ※　虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限りません。個別の状況に応じて慎重に対応してください。 |  | 平11老企25第三の九の2(12)準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | ※　虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。 |  | 平11老企25第三の九の2(12) 準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | また、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営したり他のサービス事業者との連携等により合同で行ったりすることもできます。 |  |  |
|  |  | ※　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果は、従業者に周知徹底を図る必要があります。 |  | 平11老企25第三の九の2(12) 準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること |  |
|  |  | イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること |  |
|  |  | ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること |  |
|  |  | エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること |  |  |
|  |  | オ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること |  |  |
|  |  | カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること |  |  |
|  |  | キ　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること |  |  |
|  |  | ⑵**虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための「虐待の防止のための指針」を策定していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第39条の2） |
|  |  | ※　「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。 |  | 平11老企25第三の九の2(12) 準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 |  |
|  |  | イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 |  |
|  |  | ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 |  |
|  |  | エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 |  |  |
|  |  | オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 |  |  |
|  |  | カ　成年後見制度の利用支援に関する事項 |  |  |
|  |  | キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 |  |  |
|  |  | ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 |  |  |
|  |  | ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  |  |
|  |  | ⑶**虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発とともに虐待の防止の徹底を行うため「虐待の防止のための従業者に対する研修」を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第39条の2） |
|  |  | ※　定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施してください。また、研修の実施内容については記録が必要となります。研修の実施は、事業所内での研修で構いません。 |  | 平11老企25第三の九の2(12) 準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | ⑷**事業所における虐待を防止するための体制として、設問31虐待の防止の⑴から⑶までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いていますか。** | いる  いない | 条例第151条・164条準用(第39条の2第4項）  平11老企25第三の九の2(12)準用(第三の一の3(31)) |
|  |  | ※　当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいとされます。 |  |
| 32 | 非常災害対策 | ⑴**非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第148条第1項) 平12老企44第4の24の(1) 社会福祉施設等における非常災害対策計画の策定の手引き(Ｈ28.10) |
|  |  | ※　非常災害対策計画の策定にあっては、川口市のハザードマップ等を確認するなどし、火災だけでなく水害、土砂災害等に対応する項目を盛り込んでください。 |  |
|  |  | ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければなりません。 |  | 平11老企25第三の九の2(14)準用(第三の六の3(7)） |
|  |  | ※　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画も含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。 |  |
|  |  | ※　消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者に行わせるものとします。 |  |  |
|  |  | ⑵**前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第148条第2項) |
|  |  | ※　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとし、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。 |  | 平11老企25第三の九の2(14)準用（第三の六の3(7)） |
|  |  | ⑶**入所者の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第148条第3項) |
|  |  | **〔備蓄物資〕〔管理担当者職名・氏名：　　　　　　　　〕** |  | 川口市地域防災計画（共通編）第2部第3章第6節第2の6（食料、防災資機材などの備蓄） |
|  |  | **ア　非常用食料（老人食等の特別食を含む）(　　　　日分）** |  |
|  |  | **イ　飲料水（　　　　日分）** |  |
|  |  | **ウ　常備薬（　　　　日分）** |  |
|  |  | **エ　介護用品（おむつ、尿とりパッド等）（　　　　　日分）** |  |
|  |  | **オ　照明器具** |  |
|  |  | **カ　熱源** |  |
|  |  | **キ　移送用具（担架・ストレッチャー等）** |  |
| 33 | 利用者の安全並びに指定短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 | ⑴　**指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、指定短期入所生活介護の質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに指定短期入所生活介護の質の確保及び従業者への負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第149条の2第1項) |
| ※　上記の委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。 |  | 条例第187条準用(第149条の2第2項) |
|  |  | ※　本条の適用に当たっては、３年間の経過措置を設けており、令和９年３月31日までの間は、努力義務とされています。 |  | 平11老企25第三の九の2(15)準用（第三の八の3(19)） |
|  |  | ※　上記規定は、介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置及び開催について規定したものです。 |  |
|  |  | ※　本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成することが望ましく、各事業所の状況に応じ、必要な構成メンバーを検討してください。 |  |  |
|  |  | なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ※　本委員会は、定期的に開催することが必要ですが、開催する頻度については、本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を決めることが望ましいです。 |  |  |
|  |  | ※　本委員会の開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組を進めることが望ましいです。  また、本委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  |  |
|  |  | ※　事務負担軽減の観点等から、本委員会は、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。  本委員会は事業所毎に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  |  |
| 34 | 衛生管理等 | ⑴**利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第126条第1項) |
|  |  | ※　食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等につい  て、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常  に密接な連携を保ってください。 |  | 条例第187条準用(第126条第2項) |
|  |  | ※　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じてください。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)①) |
|  |  | ※　空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。 |  |  |
|  |  | ⑵**当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次に掲げるアからウまでの措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第126条第1項) |
|  |  | **ア　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、短期入所療養介護従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第126条第2項) |
|  |  | ※　委員会は、事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいとされています。また、構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。この感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)②イ) |
|  |  | ※　委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 |  | 条例第187条準用(第126条第3項) |
|  |  | ※　委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)②イ) |
|  |  | **イ　当該短期入所療養介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第126条第2項) |
|  |  | ※　この指針には平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)②ロ) |
|  |  | また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 |  |  |
|  |  | ※　それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 |  |  |
|  |  | **ウ　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第126条第2項) |
|  |  | ※　研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)②ハ) |
|  |  | ※　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいとされます。また、研修の実施内容についての記録が必要です。 なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)②ハ) |
|  |  | ※　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応についての訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 |  | 平11老企25第三の九の2(11)準用(第三の六の3(8)②ハ) |
| 35 | 掲示 | ⑴**事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第33条) |
|  |  | ※　事業者は、運営規程の概要、短期入所療養介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示してください。その際に以下に掲げる点に留意してください。 |  | 条例第187条 準用(第33条第2項） 平11老企25第三の九の2(14)準用  （第三の一の3(24)） |
|  |  | ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。 |  |
|  |  | イ　短期入所療養介護従業者の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、短期入所療養介護従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 |  |  |
|  |  | ※　重要事項を記載した書面（ファイル等）を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。 |  |  |
|  | (令和７年４月１日～) | ⑵　**重要事項をウェブサイトに掲載していますか。** |  | 条例第187条 準用(第33条第2項） |
|  |  | ※　ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。 |  | 平11老企25第三の九の2(14)準用  （第三の一の3(24)） |
|  |  | ※　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の44各号に掲げる基準に該当する指定短期入所療養介護事業所においては、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、⑴の規定によるウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。  なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、⑴の規定による掲示は行う必要がありますが、これを⑵の規定や「43 電磁的記録等」の規定に基づく措置に代えることができます。 |  |
| 36 | 秘密保持等 | ⑴**従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。** | いない  いる | 条例第187条準用(第34条第1項) |
|  |  | ⑵**従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第34条第2項) |
|  |  | ⑶**サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第34条第3項) |
|  |  | ⑷**「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平16.12.24　　厚労省）」に基づき、利用者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。** | いる  いない | 個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) |
|  |  | 「個人情報の保護に関する法律」の概要 |  |  |
|  |  | ア　利用目的を出来る限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと。 |  |  |
|  |  | イ　個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知・公表等をすること。 |  |  |
|  |  | ウ　個人データについては、正確・最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督すること。 |  |  |
|  |  | エ　あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと。 |  |  |
|  |  | オ　保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと。 |  |  |
|  |  | カ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること。 |  |  |
|  |  | ※　「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」より　（平29.4.14個人情報保護委員会・厚生労働省） |  | 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平29.4.14厚生労働省） |
|  |  | 介護関係事業者は、多数の利用者やその家族について、他人が容易には知りえないような個人情報を詳細に知り得る立場にあり、個人情報の適正な取扱いが求められます。そのため、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、介護事業者が遵守すべき事項等についてガイダンスを定めたものです。 |  |
| 37 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | **居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他財産上の利益を供与していませんか。** | いない  いる | 条例第187条準用(第36条) |
| 38 | 苦情処理 | ⑴**提供した指定短期入所療養介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第37条第1項) |
|  |  | ※　具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲示すること等の措置をいいます。 |  | 平11老企 25第三の九2(14) 準用(第三の一の3(28)①) |
|  |  | ※　なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは「35　掲示」に準ずるものとします。 |  |  |
|  |  | ⑵**⑴の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第37条第2項) |
|  |  | ⑶**苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。** | いる  いない | 平11老企 25第三の九の2(14) 準用(平11老企25第3の一の3(28)②) |
|  |  | ⑷**提供した指定短期入所療養介護に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第37条第3項) |
|  |  | ⑸**市町村からの求めがあった場合には、上記⑷の改善内容を市町村に報告していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第37条第4項) |
|  |  | ⑹**提供した指定短期入所療養介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第37条第5項) |
|  |  | ⑺**国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑹の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第37条第6項) |
| 39 | 地域との連携 | **事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第38条) |
|  |  | ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。 |  | 平11老企25第三の九の2(14)準用(第三の一の3(29)） |
|  |  | なお、「市が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。 |  |
| 40 | 事故発生時の対応 | ⑴**利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第39条第1項) |
|  |  | ⑵**上記⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第39条第2項) |
|  |  | ⑶**利用者に対する指定短期入所療養介護の提供により事故が発生し、これにより賠償すべき損害があるときは、速やかにその損害を賠償していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第39条第3項) |
|  |  | ⑷**事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。** | いる  いない | 平11老企25第三の九の2(14) 準用(第三の一の3(30)の③) |
| 41 | 会計の区分 | ⑴**事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所療養介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。** | いる  いない | 条例第187条準用(第40条) |
|  |  | ⑵**具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われていますか。** | いる  いない | 平13老振18 平11老企25 第3の一の3(32) |
| 42 | 記録の整備 | ⑴　**従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備していますか。** | いる  いない | 条例第199条準用(第186条第1項) |
|  |  | ⑵**利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。** | いる  いない | 条例第199条準用(第186条第2項) |
|  |  | ア　短期入所療養介護計画 |  |  |
|  |  | イ　条例第19条第２項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 |  |  |
|  |  | ウ　条例第177条第５項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 |  |  |
|  |  | エ　条例第26条の規定による市町村への通知に係る記録 |  |  |
|  |  | オ　条例第37条第２項の規定による苦情の内容等の記録 |  |  |
|  |  | カ　条例第39条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
|  |  | ※　なお、提供に関する記録には診療録が含まれます。 |  | 平11老企25第3の九の2の(13) |
|  |  | ※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとします。 |  |
| 43 | 電磁的記録等 | ⑴**作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定され、又は想定されるもの（被保険者証に関するものを除く。）については、書面に代えて、次に掲げる書面に係る電磁的記録により行っていますか。** | いる  いない | 条例第259条 |
|  |  | ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 |  | 平11老企25  第5雑則1 |
|  |  | イ　電磁的記録による保存は以下のいずれかの方法によること。 |  |  |
|  |  | ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  |  | ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 |  |  |
|  |  | ウ　被保険者証に関するもの及び下記⑵に規定するもの以外において電磁的記録により行うことができるとされているものは、上記ア及びイに準じた方法によること。 |  |  |
|  |  | エ　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  |  | ⑵**交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定され又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て書面に代えて次に掲げる電磁的方法により行っていますか。** | いる  いない | 条例第259条 |
|  |  | ア　電磁的方法による交付は次の規定に準じた方法によること。 |  | 平11老企25  第5雑則2 |
|  |  | ①　電子情報処理組織を使用する方法のうち㈠又は㈡に掲げるもの |  |  |
|  |  | ㈠　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 |  |  |
|  |  | ㈡　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を、電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合は、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） |  |  |
|  |  | ②　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  |  | ③　前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。 |  |  |
|  |  | ④　「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 |  |  |
|  |  | ⑤　事業者は、重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 |  |  |
|  |  | ㈠　①㈠及び㈡の方法のうち事業者が使用するもの |  |  |
|  |  | ㈡　ファイルへの記録の方式 |  |  |
|  |  | ⑥　前項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 |  |  |
|  |  | イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。 |  |  |
|  |  | ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。 |  |  |
|  |  | ※　イとウについては「押印についてのＱ＆Ａ（令和２年６月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 |  |  |
|  |  | エ　その他、基準第183　条第２項及び予防基準第90条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によること。 |  |  |
|  |  | ただし、基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 |  |  |
|  |  | オ　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。 |  |  |
|  | 第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 | |  |  |
| Ⅰ | ユニット型でない指定介護予防短期入所療養介護事業所 | ⑴**指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。** | いる  いない | 予防条例第149条第1項 |
| 1 | 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針 | ⑵**自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。** | いる  いない | 予防条例第149条第2項 |
|  |  | ⑶**利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。** | いる  いない | 予防条例第149条第3項 平11老企25第4の三の9(1)① |
|  |  | ⑷**利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めていますか。** | いる  いない | 予防条例第149条第4項 |
|  |  | ⑸**利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮していますか。** | いる  いない | 平11老企25 第4の三の9(1)③ |
|  |  | ⑹　**指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に指定介護予防短期入所療養介護の事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。** | いる  いない | 予防条例第149条第5項 平11老企25第4の三の9(1)② |
| 2 | 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針 | ⑴**主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。** | いる  いない | 予防条例第150条第1号 |
|  | ⑵**管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、上記⑴に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防、短期入所療養介護計画を作成していますか。** | いる  いない | 条例第150条第2号 |
|  |  | ⑶**指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。** | いる  いない | 予防条例第150条第6号 |
|  |  | ⑷**指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行っていますか。** | いる  いない | 予防条例第150条第7号 平11老企25第4の三の9(2)③ |
|  | ⑸**⑵に定める「相当期間以上」とは、概ね４日以上連続して利用する場合を指すが、４日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所療養介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行っていますか。** | いる  いない | 平11老企25 第4の三の9(2)① |
| 3 | 診療の方針 | ※　第５運営に関する基準「19　診療の方針」を参照 |  |  |
| 4 | 機能訓練 | ※　第５運営に関する基準「20　機能訓練」を参照 |  |  |
| 5 | 看護及び医学的管理の下における介護 | ※　第５運営に関する基準「21　看護及び医学的管理の下における介護」を参照 |  |  |
| 6 | 食事の提供 | ※　第５運営に関する基準「23　食事の提供」を参照 |  |  |
| 7 | その他のサービスの提供 | ※　第５運営に関する基準「24　その他のサービスの提供」を参照 |  |  |
| Ⅱ | ユニット型介護予防短期入所療養介護事業所 | ※　予防条例第149条から第152条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業について準用します。 |  |  |
| 1 | 提供に当たっての留意事項 | ※　第５運営に関する基準「15　指定短期入所療養介護の取扱方針」　ユニット型指定短期入所療養介護の取扱方針を参照 |  |  |
| 2 | 看護及び医学的管理の下における介護 | ※　第５運営に関する基準「（21　ユニット型指定短期入所療養介護の看護及び医学的管理の下における介護）」を参照 |  |  |
| 3 | 食事 | ※　第５運営に関する基準「(23　ユニット型指定短期入所療養介護における食事の提供)」を参照 |  |  |
| 4 | その他のサービスの提供 | ※　第５運営に関する基準「(24　ユニット型指定短期入所療養介護におけるその他サービスの提供)」を参照 |  |  |
|  | 第７　変更の届出等 | |  |  |
|  |  | **当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令（介護保険法施行規則第131条）で定める事項に変更があったとき、又は当該指定短期入所療養介護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。** | いる  いない | 法第75条 |
|  |  | ア　事業所の名称及び所在地 |  | 施行規則第131条 (規則第122条参照) |
|  |  | イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所 |  |
|  |  | ウ　登記事項証明書又は条例等（短期入所療養介護事業に関するものに限る。） |  |
|  |  | エ　事業所の指定居宅サービス等基準第１４２条第１項各号の規定のいずれの適用を受けるものかの別 |  |  |
|  |  | オ　建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するもの。）並びに設備の概要 |  |  |
|  |  | カ　短期入所療養介護を行う事業所（当該事業を行う部分に限る）における入院患者または入所者の定員 |  |  |
|  |  | キ　事業所の管理者の氏名及び住所 |  |  |
|  |  | ク　運営規程 |  |  |
|  |  | ※　事業を廃止し又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までにその旨を市長に届け出てください。 |  | 法第75条第2項 |
|  | 第８　介護給付費の算定及び取扱い（介護老人保健施設における短期入所療養介護） | | | |
| ※　介護医療院における短期入所療養介護の場合、「第９　介護給付費の算定及び取扱い（介護医療院における短期入所療養介護）」を点検してください。 | | | | |
| 1 | 基本的事項 | ⑴**事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。** | いる  いない | 法第41条第4項平12厚告19の１ |
|  |  | ⑵**事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。** | いる  いない | 平12厚告19の２ |
|  |  | ⑶**１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。** | いる  いない | 平12厚告19の３ |
| 2 | 介護老人保健施設短期入所療養介護費 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第14号イロに適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19 別表9イ注1 |
|  |  | **ただし、当該夜勤に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97／100に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし |  |
|  |  | **なお、定員超過又は人員欠如に該当する場合には70／100により算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告27四イ |
|  |  | ※　この場合の短期入所療養介護は、介護老人保健施設の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算については、介護老人保健施設の本体部分と常に一体的な取り扱いが行われるものです。  したがって、認知症ケア加算及び緊急時施設療養費については、介護老人保健施設を準用します。 |  | 平12老企40 第2の3(1)① |
| 3 | 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第十四号ハに適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（上記「2介護老人保健施設短期入所療養介護費」の基準）を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所において、利用者（平成27年厚生省告示第94号（厚生労働大臣が定める者等）の二十四　難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であって、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするものに限る）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画（指定居宅サービス基準第147条第１項に規定する短期入所療養介護計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注2 |
|  |  | ⑴**３時間以上４時間未満** |  |  |
|  |  | ⑵**４時間以上６時間未満** |  |  |
|  |  | ⑶**６時間以上８時間未満** |  |  |
|  |  | ※　ただし、当該夜勤に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の97／100に相当する単位数を算定します。 |  | 平12厚告27 |
|  |  | なお、定員超過又は人員欠如に該当する場合には70／100により算定します。 |  |
| 4 | ユニットケアに関する減算  （ユニット型のみ） | **ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の97／100に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注3 |
|  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚告96 の16(11を準用) |
|  | **ア　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。** | いる  いない |
|  | **イ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。** | いる  いない |
| 5 | 身体拘束廃止未実施減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注4 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  |  | ア**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録(老健の医師が診療録に記載)していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95第三十九号の三の二 |
|  |  | イ**身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ**身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | エ**介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体 的拘束等が行われていた場合ではなく、「16　身体的拘束等」⑸の記録（⑷に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び⑶に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 |  | 平12老企40  第2の3(9)準用（第2の2(6)） |
|  |  | ※　経過措置として、令和７年３月31日までの間、当該減算は適用しません |  |  |
| 6 | 高齢者虐待防止措置未実施減算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表9イ注5 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていること。 |  | 平27厚労告95第三十九号の三の三 |
|  |  | イ　虐待の防止のための指針を整備していること。 |  |  |
|  |  | ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施していること。 |  |  |
|  |  | エ　ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。 |  |  |
|  |  | ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「31　虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 |  | 平12老企40  第2の3(10)準用（第2の2(7)） |
| 7 | 業務継続計画未策定減算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表9イ注6 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 |  | 平27厚労告95第三十九号の三の四 |
|  |  | ※　業務継続計画未策定減算については、「28　業務継続計画の策定等」(1)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。 |  | 平12老企40  第2の3(11)準用（第2の2(8)） |
|  |  | ※　経過措置として、令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 |  |  |
| 8 | 室料相当額控除  (令和７年８月１日～) | 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)(ⅲ及びⅳ)、（Ⅱ）(ⅱ)、(Ⅲ)(ⅱ)、(Ⅳ) (ⅱ)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除として、１日につき26単位を所定単位数から控除します。 |  | （平12厚告19  別表9イ注7） |
|  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | （平27厚告96の16の2） |
|  |  | ア　算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後４月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、 (Ⅲ)又は (Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。 |  |
|  |  | イ　介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が８以上であること。 |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  | （平12老企40  第2の3(13)） |
| 9 | 夜勤職員配置加算  （介護予防も  同様） | **介護老人保健施設短期入所療養介護費及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所については、夜勤職員配置加算として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注7 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 |  | 平12厚告29 二イ(3) |
|  |  | 夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が次のとおりであること。 |  |
|  |  | **ア　指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数（以下「利用者等の数」という。）が41以上の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２を超えていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　利用者等の数が40以下の介護老人保健施設にあっては、利用者等の数が20又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、１を超えていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　夜勤を行う職員の数は、１日平均夜勤職員数とします。 |  |  |
|  |  | ※　夜勤職員配置加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | **１日平均夜勤職員数は、暦月ごとに夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前５時までの時間を含めた連続する16時間をいう。）における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することによって算定し、小数点第３位以下は切り捨てていますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(2) |
|  |  | **一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所の夜勤職員配置加算の基準については、当該事業所のユニット部分とそれ以外の部分のそれぞれで満たしていますか。** | いる  いない |  |
| 10 | 個別リハビリテーション実施加算  （介護予防も  同様） | **指定短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該個別リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が個別リハビリテーションを行った場合は、個別リハビリテーション実施加算として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない | 平12厚告19 別表9イ注8 |
|  |  | ※　当該加算は、利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に算定するものです。 |  | 平12老企40 第2の3(3) |
| 11 | 認知症ケア加算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設において、日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者に対して介護を行った場合は、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない | 平12厚告19 別表9イ注9 |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  | 平12老企40 第2の3(1)① |
|  |  | ※　ただし、特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定した場合は、本加算は算定できません。 |  |  |
| 12 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算  （介護予防も  同様） | **介護老人保健施設短期入所療養介護費及びユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表9イ注10 |
|  |  | ※　認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の3(14)準用（第2の2(17)） |
|  |  | ①　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 |  |
|  |  | ②　本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。 |  |  |
|  |  | ③　以下の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。 |  |  |
|  |  | ・　病院又は診療所に入院中の者 |  |
|  |  | ・　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 |  |
|  |  | ・　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 |  |  |
|  |  | ④　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記  録してください。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録してください。 |  |  |
|  |  | ⑤　本加算は、７日を限度として算定しますが、利用開始後８日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではありません。 |  |  |
| 13 | 緊急短期入所受入加算 | **厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注11 |
|  |  | ※　ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できません。 |  | 平12老企40 第2の3(11)⑤ |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める利用者】 |  | 平27厚告94 の25 |
|  |  | 利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者。 |  |
|  |  | ※　緊急短期入所受入加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　やむを得ない事情により、当該介護支援専門員との事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員によって、当該サービス提供が必要であったと判断された場合についても、当該加算を算定できます。 |  | 平12老企40 第2の3(11)② |
|  |  | ②　本加算の算定対象期間は原則として７日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談してください。 |  | 平12老企40 第2の3(11)③ |
|  |  | ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、７日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討してください。 |  |  |
|  |  | ③**緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(11)④ |
|  |  | **また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めていますか。** | いる  いない |
|  |  | ④**緊急受入に対応するため、居宅介護支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(11)⑥ |
|  |  | **また、空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めていますか。** | いる  いない |  |
| 14 | 若年性認知症利用者受入加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注12 |
|  | ※　ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚告95 の18  平12老企40 第2の3(12)準用（第2の2(14)） |
|  |  | **受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。** | いる  いない |
| 15 | 重度療養管理加算 | **介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護費について、利用者（要介護状態区分が要介護４又は要介護５の者に限る。）であって、別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合には、重度療養管理加算として、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注10 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める状態】 |  | 平27厚告94 の26 |
|  |  | ア　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 |  |
|  |  | イ　呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 |  |  |
|  |  | ウ　中心静脈注射を実施している状態 |  |  |
|  |  | エ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 |  |  |
|  |  | オ　重篤な心機能障害、呼吸障害により常時モニター測定を実施している状態 |  |  |
|  |  | カ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉違法施行規則（昭和25年厚生省令第15号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態 |  |  |
|  |  | キ　経鼻胃管や、胃瘻との経腸栄養が行われている状態 |  |  |
|  |  | ク　褥瘡に対する治療を実施している状態 |  |  |
|  |  | ケ　気管切開が行われている状態 |  |  |
|  |  | ※　重度療養管理加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①**重度療養管理加算は、要介護四又は要介護五に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(4)① |
|  |  | **当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容を診療録に記録していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ②**算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者に算定していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(4)② |
|  |  | ア　当該月において１日当たり８回（夜間を含め約３時間に１回程度）以上実施している日が20日を超える状態 |  |  |
|  |  | イ　当該月において１週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っている状態 |  |  |
|  |  | ウ　中心静脈注射により薬剤の投与をなされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な状態 |  |  |
|  |  | エ　人工腎臓を各週２日以上実施しているものであり、かつ、下記に掲げるいずれかの合併症をもつ状態 |  |  |
|  |  | ａ　透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病 |  |  |
|  |  | ｂ　常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下） |  |  |
|  |  | ｃ　透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの |  |  |
|  |  | ｄ　出血性消化器病変を有するもの |  |  |
|  |  | ｅ　骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの |  |  |
|  |  | ｆ　うっ血性心不全（NYHAⅢ度以上）のもの |  |  |
|  |  | オ　持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧90mmHg以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても脈血酸素飽和度90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。 |  |  |
|  |  | カ　膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第五に掲げる身体障害者障害程度等級表の４級以上に該当し、かつストーマの処置を実施している状態の利用者に対しては、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。 |  |  |
|  |  | キ　経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態の者に対しては、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合 |  |  |
|  |  | ク　褥瘡に対する治療を実施している状態で、以下の分類で第三度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合 |  |  |
|  |  | 第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない(皮膚の損傷はない) |  |  |
|  |  | 第二度：皮膚創の部分的喪失（びらん、水疱、浅いいくぼみとして表れるもの） |  |  |
|  |  | 第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ、隣接組織にまで及んでいることもあれば、及んでいないこともある |  |  |
|  |  | 第四度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している |  |  |
|  |  | ケ　気管切開が行われている状態の者については、気管切開が行われている利用者について気管切開の医学的管理をした場合 |  |  |
|  |  | ③**請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(4)② |
|  |  | **なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載していますか。** | いる  いない |  |
| 16 | 在宅復帰･在宅療養支援機能加算  （介護予防も  同様） | **基本型として、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所療養介護事業所については、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注14 |
|  | ⑴　在宅復帰･在宅療養支援機能加算（Ⅰ） |  |  |
|  | ⑵　在宅復帰･在宅療養支援機能加算（Ⅱ） |  |  |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚告94 の39の4  平12老企40  第2の3(1)③  準用（第2の3(1)②ハ） |
|  |  | ⑴　在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) |  |
|  |  | **ア　在宅復帰・在宅療養支援等指標(施設サービス費基本型基準(六)ＡからＪまでの計)が40以上ですか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　地域に貢献する活動を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **ウ　基本型介護老人保健施設サービス費を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | **ア　⑴アが70以上ですか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　在宅強化型介護老人保健施設サービス費を算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　在宅復帰･在宅療養支援機能加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ⑴イの「地域に貢献する活動」とは、以下の考え方によるものとします。  A　地域との連携については、介護老人保健施設基準第35条において、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないと定めているところですが、当該基準においては、自らの創意工夫によって更に地域に貢献する活動を行うこと。  B　当該活動は、地域住民への介護予防を含む健康教室、認知症カフェ等、地域住民相互及び地域住民と当該介護老人保健施設の入所者等との交流に資するなど地域の高齢者に活動と参加の場を提供するものであるよう努めること。 |  | 平12老企40  第2の3(1)③ロ  平12老企40  第2の3(1)⑤準用（第2の3(1)②③④） |
| 17 | 送迎加算  （介護予防も  同様） | **電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注15 |
| 18 | 従来型個室の利用  （介護予防も  同様） | **次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅰ)の(ⅲ)若しくは(ⅳ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の(ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護(Ⅲ)の(ⅱ)又は介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ)の(ⅱ)を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注16 |
|  |  | ア　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |  |  |
|  |  | イ　従来型個室を利用する者（療養室の面積が8.0㎡以下） |  |  |
|  |  | ウ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な　影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |  |  |
|  |  | 【参考：問い】　従来型個室に係る新規入所者に経過措置を適用する場合の、医師の判断について、判断に用いるための様式等が示されるのか。 |  | 介護保険最新情報Ｑ＆ＡH17.10改訂関係Ｑ＆Ａ問28 |
|  |  | 【答】　判断に用いるための様式等については示す予定はないが、医師の判断がなされたことを確実に担保する手段を講じておくことは重要であり、判断根拠等必要な書類を整備しておくことが必要である。 |  |
| 19 | その他  （介護予防も  同様） | 介護保健施設サービスにおいて、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制による所定単位数の減算及び認知症ケア加算に係る届出があったときは、短期入所療養介護事業所における届出があったものとみなします。 |  | 平12厚告19 別表9イ注17  平12老企40  第2の3(1)① |
| 20 | 連続した使用  （予防に同様の加算あり） | **利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費を算定していませんか。** | いない  いる  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注18 |
| 21 | 療養体制維持特別加算  （介護予防も  同様） | **療養型として、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に応じて、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ注20 |
|  |  | ⑴　療養体制維持特別加算(Ⅰ) |  | 平12老企40 第2の3(1)⑥ |
|  | ⑵　療養体制維持特別加算(Ⅱ) |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  |  |
| 22 | 総合医学管理加算  （介護予防も  同様） | **治療管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、10日を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。**  **ただし、緊急時施設療養費を算定した日は、算定できません。** | いる  いない | 平12厚告19 別表9イ(4)注1、注2  平12老企40 第2の3(5)⑦ |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚告95の三十九の五 |
|  |  | **ア　診療方針を定め、治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行っていますか。** | いる  いない |
|  |  | **イ　診療方針、診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等の内容等を診療録に記載していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **ウ　利用者の主治の医師に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の診療状況を示す文書を添えて必要な情報の提供を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　利用終了日から７日以内に、利用者の主治の医師に対して、利用者の同意を得て診療状況を示す文書を交付してください。  また、交付した文書の写しを診療録に添付するとともに、主治の医師からの当該利用者に係る問合せに対しては、懇切丁寧に対応してください。 |  | 平12老企40 第2の3(5)④ |
|  |  | ※　総合医学管理加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　本加算は、居宅サービス計画において当該日に短期入所を利用することが計画されていない居宅要介護者に対して、居宅サービス計画を担当する居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携し、利用者又は家族の同意の上、治療管理を目的として、指定短期入所療養介護事業所により短期入所療養介護が行われた場合に７日を限度として算定できます。 |  | 平12老企40 第2の3(5)① |
|  |  | 利用にあたり、医療機関における対応が必要と判断される場合にあっては、速やかに医療機関の紹介、情報提供を行うことにより、適切な医療が受けられるように取りはからう必要があります。 |  |  |
|  |  | ②　主治の医師への文書の交付がない場合には、利用期間中を通じて、算定できなくなることに留意してください。  ただし、利用者又はその家族の同意が得られない場合は、この限りではありません。 |  | 平12老企40 第2の3(5)⑤ |
|  |  | ③　利用中に入院することとなった場合は、医療機関に診療状況を示す文書を添えて必要な情報提供を行った場合に限り、入院した日を除いて算定できます。 |  | 平12老企40 第2の3(5)⑥ |
| 23 | 口腔連携強化加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ(5) |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第三十九号の六 |
|  |  | 短期入所療養介護費における口腔連携強化加算の基準  ア　**指定短期入所療養介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていますか。** | いる  いない |
|  |  | イ　次のいずれにも該当しないこと。 |  |  |
|  |  | **㈠　他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していますか。** | いない  いる |  |
|  |  | **㈡　当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していますか。** | いない  いる |  |
|  |  | **㈢　当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していますか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　口腔連携強化加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の3(17)準用（第2の2(20)） |
|  |  | ①　口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、 利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  |
|  |  | ②　口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下｢連携歯科医療機関｣という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談してください。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ③　口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式11等により提供してください。 |  |  |
|  |  | ④　歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。 |  |  |
|  |  | ⑤　口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行 行ってください。ただし、キ及びクについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。  ア　開口の状態  イ　歯の汚れの有無  ウ　舌の汚れの有無  エ　歯肉の腫れ、出血の有無  オ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態  カ　むせの有無  キ　ぶくぶくうがいの状態  ク　食物のため込み、残留の有無 |  |  |
|  |  | ⑥　口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（ ｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣及び｢入院所中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方｣ 令和６年３月日本歯科医学会）等を参考にしてください。 |  |  |
|  |  | ⑦　口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じてください。 |  |  |
|  |  | ⑧　口腔 連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。 |  |  |
| 24 | 療養食加算  （介護予防も  同様） | **次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った当該基準による食事の提供を行う短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ(6) |
|  | ⑴**食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵**利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑶**食事の提供が、定員超過利用・人員基準欠如に該当していない指定短期入所療養介護事業所において行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  |  |
| 25 | 認知症専門ケア加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、１日につき所定単位数を加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算は同時に算定することはできません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ(7) |
|  |  | ⑴　認知症専門ケア加算(Ⅰ) |  |  |
|  |  | ⑵　認知症専門ケア加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  |  |
|  |  | ※　併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び介護老人保健施設の空床を利用して指定短期入所療養介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人保健施設と一体的に行うものとします。  具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数を合算した数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となります。 |  | 平12老企40 第2の3(19)準用（第2の2(24)⑥） |
| 26 | 緊急時施設療養費  （介護予防も  同様） | **緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19別表9イ(8) |
|  | ⑴　緊急時治療管理 |  | (一)注1,2 |
|  | **ア　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **イ　同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　特定治療 |  |  |
|  |  | **緊急その他やむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定していますか。** | いる  いない | (二)注 |
| 27 | 生産性向上推進体制加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19別表9イ(9) |
|  |  | **⑴　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)** |  |  |
|  |  | **⑵　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第三十九号の七 |
|  |  | ⑴　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |
|  |  | ア　**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していますか。**  ㈠　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保  ㈡　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  ㈢　介護機器の定期的な点検  ㈣　業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 | いる  いない |  |
|  |  | イ**アの取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がありますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ**介護機器を複数種類活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | エ**アの委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | オ**事業年度ごとにア、ウ及びエの取組に関する実績を厚生労働省に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　生産性向上推進体制加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  |  | ア**⑴アに適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | イ**介護機器を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ**事業年度ごとにイ及び⑴アの取組に関する実績を厚生労働省に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」を参照してください。 |  | 平12老企40 第2の3(20)準用（第2の2(25)） |
| 28 | サービス提供体制強化加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算していますか。 　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ(10) |
|  |  | ⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) |  |  |
|  |  | ⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | ⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  |  |
|  |  | ※　なお、加算（Ⅰ）の介護保健施設サービスの質の向上に資する取組及び留意事項の⑥については除きます。 |  |  |
| 29 | 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ(11) |
|  |  | (1)**介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **上記１から28までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数** |  |  |
|  |  | (2)**介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **上記１から28までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数** |  |  |
|  |  | (3) **介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）** |  |  |
|  |  | **上記１から28までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数** |  |  |
|  |  | (4) **介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）** |  |  |
|  |  | **上記１から28までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95の第41号準用(第4号) |
|  |  | (1)　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | ①　介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 |  |
|  |  | ア　当該指定短期入所療養介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 |  |  |
|  |  | イ　当該指定短期入所療養介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 |  |  |
|  |  | ②　当該指定短期入所療養介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ③　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 |  |  |
|  |  | ④　当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 |  |  |
|  |  | ⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 |  |  |
|  |  | ⑥　当該指定短期入所療養介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 |  |  |
|  |  | ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ア　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 |  |  |
|  |  | イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ウ　介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保していること。 |  |  |
|  |  | エ　ウについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | オ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 |  |  |
|  |  | カ　オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する~~介護~~職員処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該~~介護~~職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |  |  |
|  |  | ⑩　短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 |  |  |
|  |  | (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | (1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (3)　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） |  |  |
|  |  | (1)①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (4)　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） |  |  |
|  |  | (1)①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
| 30 | 介護職員等処遇改善加算Ⅴ | **令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9イ(11) |
|  |  | **(1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(7)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(8)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(9)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から28までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95の第94号準用(第4号) |
|  |  | (1)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)** |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和６年厚生労働省告示第86号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (2)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (3)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (4)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (5)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (6)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (7)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (8)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (9)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (10)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (11)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (12)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施　又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (13)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (14)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「29　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 第９　介護給付費の算定及び取扱い（介護医療院における短期入所療養介護） | | | |
| ※　介護老人保健施設における短期入所療養介護の場合、「第８　介護給付費の算定及び取扱い（介護老人保健施設における短期入所療養介護）」を点検してください。 | | | | |
| 1 | 基本的事項 | ⑴**事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されていますか。** | いる  いない | 法第41条第4項  平12厚告19の１ |
|  |  | ⑵**事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されていますか。** | いる  いない | 平12厚告19の２ |
|  |  | ⑶**１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。** | いる  いない | 平12厚告19の３ |
| 2 | 介護医療院短期入所療養介護費 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第14号ヨからネまでに適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る療養棟において、当該基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じた所定単位数を算定していますか。** | いる  いない | 平12厚告19 別表9ホ注1 |
|  | **ただし、当該夜勤に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の25単位を控除して得た単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし |  |
|  |  | **なお、定員超過又は人員欠如に該当する場合には70／100により算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告27四ニ |
|  |  | ※　この場合の短期入所療養介護には、介護医療院の空きベッドを利用して行われるものであることから、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算については、介護医療院の本体部分と常に一体的な取り扱いが行われるものです。したがって、緊急時施設療養費については、介護医療院を準用します。 |  | 平12老企40 第2の3(6-1)①イ |
| 3 | 特定介護医療院短期入所療養介護費 | **特定介護医療院短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第14号ナに適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行ったものにおける当該届出に係る療養棟において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの短期入所療養介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、短期入所療養介護計画に位置付けられた内容の短期入所療養介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注2 |
|  |  | ⑴　３時間以上４時間未満 |  |  |
|  |  | ⑵　４時間以上６時間未満 |  |  |
|  |  | ⑶　６時間以上８時間未満 |  |  |
|  |  | ※　ただし、当該夜勤に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の25単位を控除して得た単位数を算定します。 |  | 平12厚告27 |
|  |  | なお、定員超過又は人員欠如に該当する場合には70／100により算定します。 |  |
| 4 | ユニットケアに関する減算  （ユニット型のみ） | **ユニット型Ⅰ型、Ⅱ型、特別介護医療院短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の97／100に相当する単位数を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注3 |
|  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚告96 の16(11を準用) |
|  | ア　日中については、ユニットごとに常時１人以上の介護職員又は看護職員を配置すること |  |
|  | イ　ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。 |  |
| 5 | 身体拘束廃止未実施減算 | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注4 |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  |  | ア**身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録(老健の医師が診療録に記載)していますか。** | いる  いない | 平27厚労告95第三十九号の三の二 |
|  |  | イ**身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ**身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | エ**介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体 的拘束等が行われていた場合ではなく、「16　身体的拘束等」⑸の記録（⑷に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び⑶に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。 |  | 平12老企40  第2の3(9)準用（第2の2(6)） |
|  |  | ※　経過措置として、令和７年３月31日までの間、当該減算は適用しません |  |  |
| 6 | 高齢者虐待防止措置未実施減算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表9ホ注5 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | ア　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っていること。 |  | 平27厚労告95第三十九号の三の三 |
|  |  | イ　虐待の防止のための指針を整備していること。 |  |  |
|  |  | ウ　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年２回及び新規採用時）に実施していること。 |  |  |
|  |  | エ　ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていること。 |  |  |
|  |  | ※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「31　虐待の防止」に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。 |  | 平12老企40  第2の3(10)準用（第2の2(7)） |
| 7 | 業務継続計画未策定減算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表9ホ注6 |
|  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  |  |
|  | 感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていること。 |  | 平27厚労告95第三十九号の三の四 |
|  |  | ※　業務継続計画未策定減算については、「28　業務継続計画の策定等」(1)に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとします。 |  | 平12老企40  第2の3(11)準用（第2の2(8)） |
|  |  | ※　経過措置として、令和７年３月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。 |  |  |
| 8 | 療養環境減算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する事業所について、療養環境減算として、当該施設基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注7 |
|  |  | ⑴　療養環境減算（Ⅰ） |  |  |
|  |  | ⑵　療養環境減算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | 平27厚告96 の19の3 |
|  |  | ⑴　療養環境減算(Ⅰ)に係る施設基準 |  |
|  |  | **介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅が、内法による測定で、1.8メートル未満になっていますか。（両側に療養室がある廊下の場合にあっては、内法による測定で、2.7メートル未満であること。）** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　療養環境減算(Ⅱ)に係る施設基準 |  |  |
|  |  | **介護医療院の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が８未満になっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　療養室に係る床面積の合計については、内法による測定としてください。 |  | 平12老企40 第2の3(6-1)⑦ロ |
| 9 | 室料相当額控除  (令和７年８月１日～) | Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費(Ⅰ)(ii)、(Ⅱ)(ii)、(Ⅲ)(ii)、Ⅱ型特別介護医療院短期入所療養介護費(ii)について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する介護老人保健施設については、室料相当額控除として、１日につき26単位を所定単位数から控除します。 |  | （平12厚告19  別表9イ注8） |
|  | 【厚生労働大臣が定める施設基準】 |  | （平27厚告96の16の2） |
|  |  | ア　算定日が属する計画期間の前の計画期間（算定日が計画期間の開始後４月以内の日である場合は、前の計画期間の前の計画期間）の最終年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)、 (Ⅲ)又は (Ⅳ)を算定した月が、介護保健施設サービス費(Ⅰ)を算定した月より多いこと。 |  |
|  |  | イ　介護老人保健施設の療養室に係る床面積の合計を入所定員で除した数が８以上であること。 |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護老人保健施設の自主点検表を準用してください。 |  | （平12老企40  第2の3(13)） |
| 10 | 夜間勤務等看護 | **Ⅰ型、Ⅱ型、特別介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型Ⅰ型、ユニット型Ⅱ型、ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費について、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして市長に届け出た事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注9 |
|  |  | ⑴　夜間勤務等看護（Ⅰ） |  |  |
|  |  | ⑵　夜間勤務等看護（Ⅱ） |  |  |
|  |  | ⑶　夜間勤務等看護（Ⅲ） |  |  |
|  |  | ⑷　夜間勤務等看護（Ⅳ） |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準】 |  | 平12厚告29 二ハ(3) |
|  |  | ⑴　夜間勤務等看護(Ⅰ) |  |
|  |  | **短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が、当該介護医療院における短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上になっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　夜間勤務等看護(Ⅱ) |  |  |
|  |  | **短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が、当該介護医療院における短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上になっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑶　夜間勤務等看護(Ⅲ) |  |  |
|  |  | ａ　**短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該介護医療院における短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が15又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上になっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ｂ　**当該介護医療院における夜勤を行う看護職員の数が１以上になっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑷　夜間勤務等看護(Ⅳ) |  |  |
|  |  | **短期入所療養介護を行う介護医療院における夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、当該介護医療院における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が20又はその端数を増すごとに１以上であり、かつ、２以上になっていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　夜間勤務等看護の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | 届出については、本体施設である介護医療院について行っていれば、短期入所療養介護については行う必要がありません。 |  | 平12老企40 第2の3(6-1)①ニ |
| 11 | 認知症行動・心理症状緊急対応加算  （介護予防も  同様） | **Ⅰ型、Ⅱ型、特別介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型Ⅰ型、ユニット型Ⅱ型、ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費について、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急に短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19  別表9ホ注10 |
|  |  | 【認知症行動・心理症状緊急対応加算の算定に当たっての留意事項】 |  |  |
|  |  | ア　「認知症の行動・心理症状」とは、認知症による認知機能の障害に伴う、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状を指します。 |  | 平12老企40  第2の3(14)準用（第2の2(17)①②③） |
|  |  | イ　本加算は、医師が判断した当該日又はその次の日に利用を開始した場合に限り算定できます。 |  |
|  |  | ウ　以下の者が、直接、短期入所療養介護の利用を開始した場合には、本加算は算定できません。 |  |  |
|  |  | ・　病院又は診療所に入院中の者 |  |
|  |  | ・　介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入院中又は入所中の者 |  |
|  |  | ・　認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所療養介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護及び地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護を利用中の者 |  |  |
|  |  | エ　判断を行った医師は診療録等に症状、判断の内容等を記  録してください。また、事業所も判断を行った医師名、日付及び利用開始に当たっての留意事項等を介護サービス計画書に記録してください。 |  | 平12老企40  第2の3(14)準用（第2の2(17)④⑤） |
|  |  | オ　本加算は、７日を限度として算定しますが、利用開始後８日目以降の短期入所療養介護の利用の継続を妨げるものではありません。 |  |  |
| 12 | 緊急短期入所受入加算 | **別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注11 |
|  |  | ※　ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定できません。 |  | 平12老企40 第2の3(11)⑤ |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める利用者】 |  | 平27厚告94 の25 |
|  |  | 利用者の状態や家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に短期入所療養介護を受けることが必要と認めた利用者。 |  |
|  |  | ※　緊急短期入所受入加算の算定に当たっての留意事項 |  |  |
|  |  | ①　やむを得ない事情により、当該介護支援専門員との事前の連携が図れない場合に、利用者又は家族の同意の上、短期入所療養介護事業所により緊急に短期入所療養介護が行われた場合であって、事後に当該介護支援専門員によって、当該サービス提供が必要であったと判断された場合についても、当該加算を算定できます。 |  | 平12老企40 第2の3(11)② |
|  |  | ②　本加算の算定対象期間は原則として７日以内とし、その間に緊急受入れ後に適切な介護を受けられるための方策について、担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と密接な連携を行い、相談してください。  ただし、利用者の介護を行う家族等の疾病が当初の予想を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により、７日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日を限度に引き続き加算を算定することができます。その場合であっても、利用者負担軽減に配慮する観点から、機械的に加算算定を継続するのではなく、随時、適切なアセスメントによる代替手段の確保等について、十分に検討してください。 |  | 平12老企40 第2の3(11)③ |
|  |  | ③**緊急利用した者に関する利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(11)④ |
|  |  | **また、緊急利用者にかかる変更前後の居宅介護サービス計画を保存するなどして、適正な緊急利用に努めていますか。** | いる  いない |
|  |  | ④**緊急受入に対応するため、居宅介護支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め、緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化していますか。** | いる  いない | 平12老企40 第2の3(11)⑥ |
|  |  | **また、空床の有効活用を図る観点から、情報公表システム、当該事業所のホームページ又は地域包括支援センターへの情報提供等により、空床情報を公表するよう努めること。** | いる  いない |  |
| 13 | 若年性認知症利用者受入加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所療養介護事業所において、若年性認知症利用者に対して短期入所療養介護を行った場合には、若年性認知症利用者受入加算として、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注11 |
|  | ・　Ⅰ型、Ⅱ型、特別介護医療院短期入所療養介護費及びユニット型Ⅰ型、ユニット型Ⅱ型、ユニット型特別介護医療院短期入所療養介護費の場合 |  |  |
|  |  | ・　特定介護医療院短期入所療養介護費の場合 |  |  |
|  |  | ※　ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しません。 |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚告95 の18  平12老企40 第2の3(16)準用（第2の2(18)） |
|  |  | **受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行っていますか。** | いる  いない |
| 14 | 送迎加算  （介護予防も  同様） | **電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った短期入所療養介護事業所において、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注12 |
| 15 | 従来型個室の利用  （介護予防も  同様） | **次のいずれかに該当する者に対して、Ⅰ型、Ⅱ型、特別介護医療院短期入所療養介護費を支給する場合は、それぞれⅠ型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅰ)の(ⅱ)、Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅱ)の(ⅱ)若しくはⅠ型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅲ)の(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅰ)の(ⅱ)、Ⅱ型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅱ)の(ⅱ)若しくはⅡ型介護医療院短期入所療養介護費 (Ⅲ)の(ⅱ)、又はⅠ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）若しくはⅡ型特別介護医療院短期入所療養介護費（ⅱ）を算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注13 |
|  |  | ア　感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |  |  |
|  |  | イ　従来型個室を利用する者（療養室の面積が8.0㎡以下） |  |  |
|  |  | ウ　著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者 |  |  |
|  |  | 【参考：問い】　従来型個室に係る新規入所者に経過措置を適用する場合の、医師の判断について、判断に用いるための様式等が示されるのか。 |  | 介護保険最新情報Ｑ＆ＡH17.10改訂関係Ｑ＆Ａ問28 |
|  |  | 【答】　判断に用いるための様式等については示す予定はないが、医師の判断がなされたことを確実に担保する手段を講じておくことは重要であり、判断根拠等必要な書類を整備しておくことが必要である。 |  |
| 16 | その他  （介護予防も  同様） | 介護医療院サービスにおいて、所定単位数の算定（職員の配置数の算定）、定員超過利用・人員基準欠如（介護支援専門員に係るものを除く。）・夜勤体制及び療養環境による所定単位数の減算及び加算に係る届出があったときは、短期入所療養介護事業所における届出があったものとみなします。 |  | 平12厚告19 別表9ホ注14  平12老企40  第2の3(6-1)① |
| 17 | 連続した使用  （介護予防も  同様） | **利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設における短期入所療養介護費を算定していませんか。** | いない  いる  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ注15 |
| 18 | 口腔連携強化加算 | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、１月に１回に限り所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(8) |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第三十九号の六 |
|  |  | 短期入所療養介護費における口腔連携強化加算の基準  ア　**指定短期入所療養介護事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科診療報酬点数表の区分番号Ｃ０００に掲げる歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていますか。** | いる  いない |
|  |  | イ　次のいずれにも該当しないこと。 |  |  |
|  |  | **㈠　他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していますか。** | いない  いる |  |
|  |  | **㈡　当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していますか。** | いない  いる |  |
|  |  | **㈢　当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していますか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　口腔連携強化加算の算定に当たっての留意事項 |  | 平12老企40  第2の3(17)準用（第2の2(20)） |
|  |  | ①　口腔連携強化加算の算定に係る口腔の健康状態の評価は、 利用者に対する適切な口腔管理につなげる観点から、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意してください。 |  |
|  |  | ②　口腔の健康状態の評価の実施に当たっては、必要に応じて、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関（以下｢連携歯科医療機関｣という。）の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談してください。なお、連携歯科医療機関は複数でも差し支えありません。 |  |  |
|  |  | ③　口腔の健康状態の評価をそれぞれ利用者について行い、評価した情報を歯科医療機関及び当該利用者を担当する介護支援専門員に対し、別紙様式11等により提供してください。 |  |  |
|  |  | ④　歯科医療機関への情報提供に当たっては、利用者又は家族等の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見等を踏まえ、連携歯科医療機関・かかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行ってください。 |  |  |
|  |  | ⑤　口腔の健康状態の評価は、それぞれ次に掲げる確認を行 行ってください。ただし、キ及びクについては、利用者の状態に応じて確認可能な場合に限って評価を行ってください。  ア　開口の状態  イ　歯の汚れの有無  ウ　舌の汚れの有無  エ　歯肉の腫れ、出血の有無  オ　左右両方の奥歯のかみ合わせの状態  カ　むせの有無  キ　ぶくぶくうがいの状態  ク　食物のため込み、残留の有無 |  |  |
|  |  | ⑥　口腔の健康状態の評価を行うに当たっては、別途通知（ ｢リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について｣及び｢入院所中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方｣ 令和６年３月日本歯科医学会）等を参考にしてください。 |  |  |
|  |  | ⑦　口腔の健康状態によっては、主治医の対応を要する場合もあることから、必要に応じて介護支援専門員を通じて主治医にも情報提供等の適切な措置を講じてください。 |  |  |
|  |  | ⑧　口腔 連携強化加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議等を活用し決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔の健康状態の評価を継続的に実施してください。 |  |  |
| 19 | 療養食加算  （介護予防も  同様） | **次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った当該基準による食事の提供を行う短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、１日につき３回を限度として、所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(9) |
|  | ⑴**食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵**利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑶**食事の提供が、短期入所療養介護事業所において行われていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護医療院の自主点検表を準用してください。 |  |  |
| 20 | 緊急時施設療養費  （介護予防も  同様） | **利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19別表9ホ(10) |
|  | ⑴　緊急時治療管理 |  | イ注1,2 |
|  | **ア　利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定していますか。** | いる  いない |  |
|  | **イ　同一の利用者について１月に１回、連続する３日を限度として算定していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　特定治療 |  |  |
|  |  | **医科診療報酬点数表第１章及び第２章において、保健医療機関等が行った場合に点数が加算されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る医科診療報酬点数表第１章及び第２章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定していますか。** | いる  いない | ロ注 |
| 21 | 認知症専門ケア加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合は、１日につき所定単位数を加算していますか。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(11) |
|  | ※　ただし、次に掲げるいずれかの加算は同時に算定することはできません。 |  |
|  |  | ⑴　認知症専門ケア加算(Ⅰ) |  |  |
|  |  | ⑵　認知症専門ケア加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護医療院の自主点検表を準用してください。 |  |  |
|  |  | ※　併設事業所であって本体施設と一体的に運営が行われている場合及び介護老人保健施設の空床を利用して指定短期入所療養介護を行う場合の認知症専門ケア加算の算定は、本体施設である介護老人保健施設と一体的に行うものとします。  具体的には、本体施設の対象者の数と併設事業所の対象者の数を合算した数が20人未満である場合にあっては、１以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、１に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上の③又は⑤に規定する研修を修了した者を配置している場合に算定可能となります。 |  | 平12老企40 第2の3(19)準用（第2の2(24)⑥） |
| 22 | 重度認知症疾患療養体制加算 | **別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、利用者に対して、短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、入所者の要介護状態区分に応じて、それぞれ１日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(12) |
|  |  | ⑴　重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ)  ㈠　要介護１又は要介護２  ㈡　要介護３、要介護４又は要介護５ |  |  |
|  | ⑵　重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ)  ㈠　要介護１又は要介護２  ㈡　要介護３、要介護４又は要介護５ |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護医療院の自主点検表を準用してください。 |  |  |
| 23 | 生産性向上推進体制加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所において、利用者に対して指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１月につき次に掲げる所定単位数を加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19別表9ホ(14) |
|  |  | **⑴　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)** |  |  |
|  |  | **⑵　生産性向上推進体制加算(Ⅱ)** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95第三十九号の七 |
|  |  | ⑴　生産性向上推進体制加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |
|  |  | ア　**利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していますか。**  ㈠　業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保  ㈡　職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮  ㈢　介護機器の定期的な点検  ㈣　業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 | いる  いない |  |
|  |  | イ**アの取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績がありますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ**介護機器を複数種類活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | エ**アの委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | オ**事業年度ごとにア、ウ及びエの取組に関する実績を厚生労働省に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ⑵　生産性向上推進体制加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
|  |  | ア**⑴アに適合していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | イ**介護機器を活用していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ウ**事業年度ごとにイ及び⑴アの取組に関する実績を厚生労働省に報告していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※　生産性向上推進体制加算の内容については、別途通知（「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」を参照してください。 |  | 平12老企40 第2の3(20)準用（第2の2(25)） |
| 24 | サービス提供体制強化加算  （介護予防も  同様） | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、１日につき所定単位数を加算していますか。 　ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(15) |
|  |  | ⑴　サービス提供体制強化加算(Ⅰ) |  |  |
|  |  | ⑵　サービス提供体制強化加算(Ⅱ) |  |  |
|  |  | ⑶　サービス提供体制強化加算(Ⅲ) |  |  |
|  |  | ※　算定要件等については、介護医療院の自主点検表を準用してください。 |  |  |
|  |  | ※　なお、加算（Ⅰ）イの介護保健施設サービスの質の向上に資する取組及び留意事項の⑥については除きます。 |  |  |
| 25 | 介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ | **別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(16) |
|  |  | (1)**介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）** |  |  |
|  |  | **上記１から24までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数** |  |  |
|  |  | (2)**介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）** |  |  |
|  |  | **上記１から24までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数** |  |  |
|  |  | (3) **介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）** |  |  |
|  |  | **上記１から24までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数** |  |  |
|  |  | (4) **介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）** |  |  |
|  |  | **上記１から24までにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95の第41号準用(第4号) |
|  |  | (1)　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | ①　介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 |  |
|  |  | ア　当該指定短期入所療養介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 |  |  |
|  |  | イ　当該指定短期入所療養介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者（以下「経験・技能のある介護職員」という。）のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 |  |  |
|  |  | ②　当該指定短期入所療養介護事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ③　介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 |  |  |
|  |  | ④　当該指定短期入所療養介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。 |  |  |
|  |  | ⑤　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 |  |  |
|  |  | ⑥　当該指定短期入所療養介護事業所において労働保険料の納付が適正に行われていること。 |  |  |
|  |  | ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ア　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 |  |  |
|  |  | イ　アの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ウ　介護職員資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修機会を確保していること。 |  |  |
|  |  | エ　ウについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | オ　介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。 |  |  |
|  |  | カ　オについて書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ⑧　②の届出に係る計画の期間中に実施する~~介護~~職員処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該~~介護~~職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | ⑨　⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 |  |  |
|  |  | ⑩　短期入所療養介護費におけるサービス提供体制強化加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。 |  |  |
|  |  | (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） |  |  |
|  |  | (1)①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (3)　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） |  |  |
|  |  | (1)①ア及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (4)　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） |  |  |
|  |  | (1)①ア、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
| 26 | 介護職員等処遇改善加算Ⅴ | **令和７年３月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所（「介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。**  **ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。** | いる  いない  該当なし | 平12厚告19 別表9ホ(16) |
|  |  | **(1)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(2)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(3)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(4)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(5)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(6)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(7)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(8)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(9)　介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(10) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(11) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(12) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(13) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数** |  |  |
|  |  | **(14) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)　１から24までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数** |  |  |
|  |  | 【厚生労働大臣が定める基準】 |  | 平27厚労告95の第94号準用(第4号) |
|  |  | (1)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)** |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和６年厚生労働省告示第86号）による改正前の指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「旧指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (2)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(2)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (3)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(3)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていない。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (4)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(4)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (5)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(5)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (6)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(6)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑦アからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (7)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(7)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (8)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(8)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (9)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(9)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (10)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(10)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (11)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(11)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑦アからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | (12)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(12)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①イ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施　又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (13)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(13)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで、⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  |  | (14)**介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(14)** |  |  |
|  |  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ①　令和６年５月31日において現に旧指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。 |  |  |
|  |  | ②　「25　介護職員等処遇改善加算ⅠⅡⅢⅣ」(1)①（ア及びイに係る部分を除く。）、②から⑥まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |  |
|  |  | ③　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ア　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。  イ　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての介護職員に周知していること。 |  |  |
|  | 第10　特別療養費（介護老人保健施設における短期入所療養介護費） | |  |  |
| ※　介護老人保健施設における短期入所療養介護を算定し、かつ特別療養費を算定している場合、点検をしてください。なお、算定要件は介護老人保健施設の自主点検表を参照してください。 | | | | |
| 1 | 感染対策指導管理 | **感染対策指導管理　　１日につき６単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 2 | 褥瘡対策指導管理 | **褥瘡対策指導管理　　１日につき６単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 3 | 重度療養管理 | **重度療養管理　　１日につき120単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 4 | 特定施設管理 | **特定施設管理　　１日につき250単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 5 | 重症皮膚潰瘍管理指導 | **重症皮膚潰瘍管理指導　　１日につき18単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 6 | 薬剤管理指導 | **薬剤管理指導　　350単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 7 | 医学情報提供 | **医学情報提供　　250単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 8 | 言語聴覚療法 | **言語聴覚療法　　１回につき180単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 9 | 摂食機能療法 | **摂食機能療法　　１日につき185単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 10 | 精神科作業療法 | **精神科作業療法　　１日につき220単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 11 | 認知症老人入所精神療法 | **認知症老人入所精神療法　　１週間につき330単位**  ※　介護老人保健施設自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
|  | 第 11　特別診療費（介護医療院における短期入所療養介護費） | | |  |
| ※　介護医療院における短期入所療養介護を算定し、かつ特別療養費を算定している場合、点検をしてください。なお、算定要件は介護医療院の自主点検表を参照してください。 | | | | |
| 1 | 感染対策指導管理 | **感染対策指導管理　　１日につき６単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 2 | 褥瘡対策指導管理 | **褥瘡対策指導管理（Ⅰ）　　６単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
|  | **褥瘡対策指導管理（Ⅱ）　　10単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 3 | 初期入所診療管理 | **初期入所診療管理　　250単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 4 | 重度療養管理 | **重度療養管理　　１日につき125単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 5 | 特定施設管理 | **特定施設管理　　１日につき250単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 6 | 重度皮膚潰瘍管理指導 | **重度皮膚潰瘍管理指導　　１日につき18単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 7 | 薬剤管理指導 | **薬剤管理指導　　350単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 8 | 医学情報提供 | **医学情報提供（Ⅱ）　　290単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 9 | 理学療法 | **理学療法（Ⅰ）　　123単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
|  | **理学療法（Ⅱ）　　 73単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 10 | 作業療法 | **作業療法　　１回につき123単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 11 | 言語聴覚療法 | **言語聴覚療法　　１回につき203単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 12 | 集団コミュニケーション療法 | **集団コミュニケーション療法　　１回につき50単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 13 | 摂食機能療法 | **摂食機能療法　　１日につき208単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 14 | 短期集中リハビリテーション | **短期集中リハビリテーション　　１日につき240単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 15 | 認知症短期集中リハビリテーション | **認知症短期集中リハビリテーション　　１日につき240単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 16 | 精神科作業療法 | **精神科作業療法　　１日につき220単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
| 17 | 認知症入所精神療法 | **認知症入所精神療法　　１週間につき330単位**  ※　介護医療院自主点検表参照 | 算定  該当なし |  |
|  | 第12　その他 | |  |  |
| 1 | サービス利用前の健康診断書の提出 | **⑴　サービス利用前に利用者に対して、健康診断書を提出するよう求めていませんか。** | いない  いる |  |
| 【健康診断書の提出を求めている場合、その理由及び主な項目】 |  |  |
|  | [　　　　　　　　　　] |  |  |
|  |  | **⑵　健康診断書に係る費用の負担について、利用申込者と協議していますか。** | いる  いない |  |
|  |  | **⑶　利用申込者が健康診断書の提出を拒んだ場合、サービスの提供を拒否していませんか。** | いない  いる |  |
|  |  | ※　居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護など）は、通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えませんが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考えられます。 |  |  |
|  |  | しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではありません。（平成12年11月16日　全国介護保険担当課長会議資料「運営基準等に係るＱ＆Ａ」一部抜粋） |  |  |
| 2 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | **⑴　業務管理体制を適切に整備し、関係行政機関に届け出ていますか。** | いる  いない | 法第115条の32第2項 施行規則第140条の39 |
|  | ※　事業者が整備等する業務管理体制の内容 |  |
|  | ◎事業所の数が20未満 |  |
|  | ・　整備届出事項：法令遵守責任者 |  |  |
|  | ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等 |  |  |
|  | ◎事業所の数が20以上100未満 |  |  |
|  | ・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程 |  |  |
|  | ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事　務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要 |  |  |
|  |  | ◎事業所の数が100以上 |  |  |
|  |  | ・　整備届出事項：法令遵守責任者、法令遵守規程、業務執行監査の定期的実施 |  |  |
|  |  | ・　届出書の記載すべき事項：名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規程の概要、業務執行監査の方法の概要 |  |  |
|  |  | ※　法令順守責任者 |  |  |
|  |  | |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職 | 氏　名 | 届　出　日 | |  |  |  | |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | **⑵　業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を定め、職員に周知していますか** | いる  いない |  |
|  |  | **⑶　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。** | いる  いない |  |
|  |  | ※**具体的な取組を行っている場合には、次のアからカを○で囲み、カについては内容を記入してください。** |  |  |
|  |  | ア　介護報酬の請求等のチェックを実施 |  |  |
|  |  | イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い必要な措置を取っている |  |  |
|  |  | ウ　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている |  |  |
|  |  | エ　業務管理体制についての研修を実施している |  |  |
|  |  | オ　法令遵守規程を整備している |  |  |
|  |  | カ　その他 |  |  |
|  |  | 【内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　】 |  |  |
|  |  | **⑷　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。** | いる  いない |  |